

二井直轄事業負担金問題プロジェクトチーム座長記者会見概要

- 【日 時】 平成21年5月22日（金） 14:00～14:10
【場 所】 都道府県会館6階 知事室
【出席者】 二井直轄事業負担金問題プロジェクトチーム座長（山口県知事）
中川全国知事会事務総長
【件 名】 関係各省への「地方分権改革の実現を求める緊急アピール」の提出

（事務局）

ただいまから、「地方分権改革の実現を求める緊急アピール」の提出—直轄事業負担金制度の改革について—の記者会見を始めます。出席は、直轄事業負担金問題プロジェクトチーム座長の二井山口県知事です。配付資料は記者発表資料と、先日、配布しました緊急アピールです。それでは、二井座長お願いします。

（二井座長）

直轄事業負担金問題PTの座長をしています山口県知事の二井関成です。

ご承知のとおり、5月18日の全国知事会議において緊急アピールの採択をいたしました。今日、私は直轄事業負担金問題の座長という立場で、3点のうちの直轄事業負担金制度改革についてお手元にお配りしておりますように総務大臣ほか、関係省に要請に参りました。

まず、鳩山総務大臣からは、前回の意見交換会等においても既に見解は言われておりますが、まずは直轄事業制度について、根本的な見直しが必要であるということ。特に、維持管理負担金の廃止については、来年度からの廃止を目指して関係省庁と協議をし、その方向での努力をしたいとの発言が改めてあり、大変心強く思っています。

それから、直轄事業を担当をします国土交通省においては春田事務次官、農林水産省の方は農林水産副大臣の石田副大臣にお会いさせて頂きました。この2つの省については、特に情報開示と維持管理負担金について重点的に要請をいたしました。情報開示については、国土交通省の方は補助事業の内訳明細を参考にしながら、今、内部で検討をしており、5月中には、内訳明細についての国土交通省としての考え方は示されるのではないかと考えております。

また、農林水産省の方は、副大臣から5月中には必ず情報開示をいたしますからという話がありました。

それから、維持管理負担金の廃止については、交付税も絡む問題なので、その辺も含めて関係省庁とよく詰めていきたいというお話でした。

それから、石田財務副大臣にお会いをしました。今回、初めてこの問題について財務省に要望をいたしましたので、これまでの経緯と同時に今回の緊急アピールの説明をさせて頂きました。

石田副大臣からは、地方の様々な意見に答えていくことが必要であるが、交付税の問題もあるので制度のあり方等について、知事会内部の、あるいは、国土交通省を始めと

する関係省の考え方を十分整理をしてもらいたいというような話がありました。

今日の印象としては、情報開示について、5月末まで出して頂きたいという要請を兼ねてから行ってきていますので、その方向に向いた努力は、今、していただいていると思います。したがって、我々としては情報開示の中身がどういうふうになるのか。これが、ある意味では直轄事業問題を解決していくにあたってのスタートであると理解しておりますから、まず、提出してもらって、その中身が我々の要求に沿った内容になっているのか、まず、その辺りをチェックをしないといけない。したがって、各都道府県にも照会をしながら、問題点を整理をして基準づくりを始めていきたいと考えております。以上です。

<質疑応答>

(記者)

維持管理費の来年度からの廃止の要請ですが、これに対し、国交省の方は何かありましたか。

(二井座長)

国交省には、国道のケースを申し上げました。具体的に言いますと、国道について県管理の国道と、国管理の国道があります。県管理の国道については、補助金の中に維持管理費が入っていない。一方で、国管理の国道については維持管理費を我々に求めている、アンバランスではないかと。したがって、維持管理費の負担金については是非、廃止をして頂きたいと強調して要請してきました。

これに対して次官からは、この問題については、交付税の問題が絡んでくるのでよく総務省、あるいは財務省と協議をしていきたいという話でありました。

(記者)

維持管理負担金をなくした場合に交付税を削減するという意見が財務省にあるように聞いていますが、それに対して交付税は削減すべきではないという立場でしょうか。

(二井座長)

交付税がどうだということではなくて、維持管理負担金制度そのものがどうかということで、まず議論をすべきであるというふうに私は考えています。したがって、財務省で交付税の話がありましたので、交付税から先に入るのではなくて、維持管理負担金を廃止するのかどうかから先に決めるべきではないか。そして、廃止するとなれば交付税をどうするか考えていくべきであるということを副大臣に申し上げました。

(記者)

5月中に内訳が出るということですが、開示請求しているのは今年度分ですか。

(二井座長)

20年度分です。もう一回、整理をしますと、今回、我々がもらっているのは、21年度の事業費についての予定額通知です。これについては、この前、全国知事会議においても発言をしましたが、これはあくまでも予定額の通知であって、我々がお願いをしたものに基づいての情報開示ではないというふうに理解をしておりますし、国土交通省もそういうふうに理解をいただいている。したがって、我々の情報開示に向けて別の作業をいただいていると考えております。

(記者)

確認ですが、農林水産省も国土交通省と同様に5月中に出すということを確認されたのでしょうか。

(二井座長)

はっきりは言われなかったが、5月中に出す方向に向けて、今、さらに詰めておられるという印象は受けました。多分、私としては5月中に両方とも出していただけると理解しています。

(記者)

5月中に出るであろう更なる開示に対しても、この内容では不十分だということになった場合は、負担金の支払いはできない、しないということになるのでしょうか。

(二井座長)

まず、20年度分の情報開示を今回いただいていますから、それについて出たものを都道府県に照会をして、もう一度、問題点を集約して、その上で対象範囲の見直しをやる方向での関係省との協議をしていかないといけないと思っております。協議をして基準づくりがうまくまとまれば、それに基づいて支払いということになっていくと思っておりますが、その辺が、まず、まとまるのか、どうか。その作業をしっかりとやっていきたい。その基準が全くまとまらない、我々の納得できる方向で基準づくりがまとまらないということになれば、8月の国土交通省の支払いの方をどうするのかということになってくると思います。今から払わないということではなくて、まず、基準づくりが納得できるような形でできるかどうか。それに精力的に努力をしていきたいと思いません。

—以上—